

やまなし気候変動適応センター設置要綱

(設置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条の規定により、山梨県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理及び提供等を行う拠点として、やまなし気候変動適応センター（以下「センター」という。）を設置する。

(組織)

第2条 センターは、センター長及びセンター職員をもって組織する。

2 センター長は、山梨県環境・エネルギー部長をもって充てるものとし、センターを総括する。

3 センター職員は、山梨県環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課の職員のうち、気候変動適応に関する業務を行う者をもって充てるものとする。

(業務)

第3条 センターは、第1条に定める目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 気候変動影響及び気候変動適応に係る情報の収集及び整理
- (2) 県内における気候変動適応事例の収集
- (3) 県内の関係部局並びに他の研究機関等との連携体制の強化及び情報共有
- (4) 県民及び県内事業者等に対する、気候変動影響及び気候変動適応に係る情報の提供
- (5) 地域適応計画策定や適応推進のための技術的支援
- (6) その他センターの目的を達成するため必要な事項に関する業務

(事務局)

第4条 センターの事務局は、山梨県環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課に置く。

(試験研究機関との連携)

第5条 センターは、第3条の業務を実施するため、県試験研究機関（以下、「連携機関」という）と協力連携し、事業の推進を図ることとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。